

平成21年第7回教育委員会記録

平成21年4月22日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成21年4月22日(水) 午後2時00分～午後2時48分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司

庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 加藤 貴幸

社会教育スポーツ課長 森田 師郎 科学館長 小林 陽一

郷土博物館長 阿出川 潔 済美ン教育一長 小澄 龍太郎

済美ン教育一長 坂田 篤 中央図書館長 和田 義広

中央図書館長 末木 栄

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 4名

会議に付した事件

(議案)

議案第41号 杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則

議案第42号 杉並区社会教育委員の委嘱について

議案第43号 杉並区立図書館協議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 杉並区小中一貫教育検討会の「検討報告」と今後の進め方について
- (2) 平成21年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日速報版）
- (3) 平成21年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について
- (4) 指定管理施設内温水プール等の時間延長について
- (5) 平成20・21年度杉並区青少年委員の委嘱について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (7) 平成21年度中学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事務について
- (8) 杉並区特別支援教育推進計画（平成21・22年度）の策定について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第41号 杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する
規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第42号 杉並区社会教育委員の委嘱について・・・・・・・・ 4

議案第43号 杉並区立図書館協議会委員の委嘱について・・・・ 5

報告事項

- (1) 杉並区小中一貫教育検討会の「検討報告」と今後の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 平成21年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日速報版）・・ 10
- (3) 平成21年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について・・・・ 11
- (4) 指定管理施設内温水プール等の時間延長について・・・・・・・・ 13
- (5) 平成20・21年度杉並区青少年委員の委嘱について・・・・・・・・ 13
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 13
- (7) 平成21年度中学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事務について・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (8) 杉並区特別支援教育推進計画（平成21・22年度）の策定について・・・・ 15

委員長 ただいまから、平成21年第7回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いいたします。

本日の議事日程はご案内のとおり、議案が3件、報告が8件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第41号「杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは私から、議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

この件につきましては、家庭教育支援に果たす博物館の役割が大きくなってきていることから、平成20年6月に博物館法が改正されまして、博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者が加えられました。また、郷土博物館では区民参加型の事業の推進や地域との協働による運営などを進めることとしており、協議会委員の人数構成を変更する必要があることから、本規則を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。

第3条でございますが、協議会委員の要件とその人数を規定してございます。第1号の学校教育及び社会教育の関係者、そこに家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えて、人数を3人以内から5人以内とし、第2号の学識経験者を7人以内へ改めることとしてございます。

最後に、施行期日ですが、公布の日から施行することとし、この規則の施行の日以後に委嘱する委員について適用することとしてございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明についてご質問、ご意見はございますでしょうか。

ございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第41号は原案のとおり可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第41号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第42号「杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、議案第42号についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。

任期満了に伴い、平成21年5月9日付で、次の者9名を社会教育委員に委嘱するというものでございます。

恐れ入ります、次のページの名簿をご覧になっていただけますでしょうか。「第11期杉並区社会教育委員（候補者）名簿」でございます。

まず、学校教育関係者といたしまして、校長会の推薦による者2名、鈴木友美、区立八成小学校長。岩谷俊行、区立向陽中学校長でございます。

引き続きまして、区民の公募による者でございます4名でございます。稲吉朗氏、高橋啓一氏、高林潔氏、村上良子氏でございます。

最後に、学識経験者でございますが、3名でございます。近藤眞司氏、財団法人全日本社会教育連合会並びに駿河台大学非常勤講師を務めていらっしゃる方でございます。それから、植田尚史氏、財団法人日本レクリエーション協会所属、生涯スポーツプロデューサーでございます。松田道雄氏、高千穂大学人間科学部准教授でございます。

以上の9名でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございませうか。

ちょっとお伺いしますが、この中で再任になっている方はどなたとどなたですか。

社会教育スポーツ課長 まず区民公募委員の4名の方でございます。2期目でございます。それから、学識経験者といたしまして、近藤眞司氏、それから植田尚史氏、この方々も第2期目でございます。

以上でございます。

委員長 わかりました。

それでは、よろしゅうございますか。議案第42号は原案のとおり可決しても異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんので、議案第42号は原案のとおり可決したいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、日程第3、議案第43号「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。中央図書館次長から説明をお願いいたします。

中央図書館次長 議案第43号「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。

この議案は、「図書館法」及び「杉並区立図書館条例」、それから「杉並区立図書館協議会」の規則に基づきまして、教育委員会が任命することになっておりますので、ご審議をいただくものでございます。前の13期の委員の任期が平成21年5月11日で満了いたします関係で、新しく14期の委員として、5月12日付で委嘱をお願いするということになります。

最後のページをお願いいたします。委員の一覧がございます。

まず、規則4条1号の関係、小・中学校の代表ということで、鶴巻景子、新泉小学校長。それから菅野武彦、松溪中学校長の2人でございます。

続きまして、規則4条2号関係、社会教育団体につきましては、杉並文庫・サークル連絡会の岸洋子代表でございます。

それから、規則4条3号関係は社会教育委員代表ということで、杉並区社会教育委員の会議のほうから、先ほどもご案内がありました近藤眞司氏ということでお願いをいたします。

それから、規則4条4号につきましては、区内大学連携代表といたしまして、奥坊光子、東京立正短期大学現代コミュニケーション学科教授でございます。

次に、規則4条5号ですが、これは利用者団体で、NPO法人図書館サービスフロンティアの朝枝晴美さん。それから、子どもの本研究会の山口桂子さんのお2人でございます。

次に、規則4条6号関係は公募の委員3名でございます。折間賢一さん、佐藤昭紀さん、鈴木美貴子さんの3名でございます。

最後に、規則4条7号関係ですが、学識経験者といたしまして、渥美恵子、秀明大学総合経営学部非常勤講師。川田明良、元都立中央図書館管理部長。澁川雅俊、元慶応義塾大学教授の以上13名をお願いしてございます。

なお、新任につきましては、鶴巻さん、菅野さんの両校長、それから学識経験者の中の川田さん、澁川さんの4名で、あとの7名の方につきましては継続、再任ということになります。

以上でございます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について質問、ご意見ございませうか。

近藤眞司さんは前にお話もありましたように、社会教育委員のほうにも出ているんですが、この備考のところの肩書といいますか、所属といいますか、それが全日本社会教育連合会というところは同じですかね。だけど、それ以外のところについて、やや違うんですが、社会教育委員も図書館協議会委員も別にいろんなことを変えなくても、同じでいいんじゃないかと思うんですが、どうして微妙に違うんですかね。

中央図書館次長 私どものほうは、ご本人のほうから提出していただきました履歴書のほうの主なものということで、ちょっとここに肩書を載せていただきました。

委員長 何かございますか。特にございませうか。議案第43号は原案のとおり可決しても異議はございませうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは議案第43号は原案のとおり可決いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

次は、日程第4、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「杉並区小中一貫教育検討会の「検討報告」と今後の進め方について」の説明を、教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、私から、「杉並区小中一貫教育検討会の『検討報告』と今後の進め方について」、ご報告をさせていただきます。

大変恐縮ですが、その前に、1点、資料に誤りがございますので、修正をさせていただきたいと思っております。ホッチキスで留めてございます「策定に向けて（検討報告）」というものでございますが、これを2枚めくっていただきまして1ページ目、目次の右のページでございますが、この大きなI、その下の丸が3つございます。2つ目の丸のところ、「平成18年6月の改正学校教育法」とございますが、これは正しくは「平成19年6月の改正学校教育法」でございます。どうも申し訳ございません。

それでは、報告をさせていただきたいと思っております。レジュメに沿ってご報告をさせていただきたいと思っております。

「杉並区小中一貫教育検討会」におきまして、「（仮称）杉並区小中一貫教育基本構想」の策定に向けて、検討報告がまとめられましたので報告をさせていただきます。

まず、1番目といたしまして、検討報告の内容でございますが、別添の「『（仮称）杉並区小中一貫教育基本構想』の策定に向けて（検討報告）」及び同概要版のとおりとなっております。主なポイントは、お示ししてあるとおりです。

それでは、概要版、A4の横向きのものでございますが、こちらに沿いましてご説明をさせていただきますと思っております。

教育委員会におきましては、昨年5月に、「小中一貫教育検討会」を設置いたしまして、基本構想案の策定に向けて議論を重ねてまいりました。このたび基本構想の策定に向けた検討報告がまとめられましたので、その概要について簡単にご報告いたします。

まず、1番目の構想策定の背景でございますが、制度化後60有余年、小・中学校はそれぞれの役割を果たしてきました。しかし、今日、学校間に存在する指導観の違いや相互理解・連携の不足等が中学入学時の心理的負担を増大させ、学校不適應などの課題を生じさせる大きな要因となっております。そこで、義務教育9年間の学びを連続したものにするために構想されたものが、今回の小中一貫教育でございます。

右に移りまして、2番目の本区における取り組みでございますが、和泉小、新泉小、そして和泉中学校。それから杉並第四小学校、高円寺中学校において実施してございます。

下に移りまして、3番目の小中一貫教育の基本方針でございますが、3つを捉えてございます。1つ目は、小中学校それぞれが持つ意義を大切にしながら義務教育9年間の中で、学びの連続性

を保障した教育活動を小中学校で実施すること。

2つ目といたしまして、「地域ぐるみで教育立区」に呼応し、義務教育9年間の核とした地域と協働する学校づくりを進めること。

そして3つ目は、各学校や地域の実情を踏まえ、当該児童・生徒に適した一貫教育を推進することとなっております。

4番目では、こうした基本方針に沿って、小中一貫教育で期待する効果につきまして、着実な学力の向上、豊かな人間性の涵養、義務教育終了後の進路保障の3点にまとめ、それぞれに対応した具体的取り組みをお示ししております。

次に、5番目の小・中学校の組み合わせの考え方でございますが、地理的条件、歴史的背景、まちづくりとの関連、新しい学校づくり等を考慮し、現在の取り組み状況を踏まえ、学校側と十分協議することとし、施設形態につきましては、施設隣接型や、あるいは施設一体型の学校など、こうした学校施設による小中一貫教育の充実も視野に入れ、計画的に取り組むことといたしました。

そして、最後でございますが、6番目として、今後の小中一貫教育の進め方といたしまして、今後は小中一貫教育の拠りどころとなる基本構想を早期に策定する。そして、現在、交流や連携を行っている学校は、この基本構想を踏まえ、一貫性のある教育の推進を図ってまいります。また、活動成果の検証、小・中学校の改築、学校適正配置の進捗状況などを勘案しながら、施設一体型小中一貫教育校の設置等についても、検討を行って、具体化に努めていくところでございます。

この検討報告をもとに、学校長からのご意見を踏まえまして、また、パブリックコメントの手続を経ながら、9月を目途に基本構想の策定を図ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

委員長 それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見ございませうか。

宮坂委員 小中一貫教育を具体的に進めていますのは、ここにある和泉小と、それから杉並第四小の2つですかね。

教育改革推進課長 先行実施校として。

宮坂委員 そのほかに具体的に今考えているというところはないんですか。

教育改革推進課長 現時点で具体的にというところはございません。

宮坂委員 今のところはないですね。

安本委員 よろしいですか。

委員長 どうぞ。

安本委員 ちょっと引っかかるぐらいのことなんですけれども、期待する効果3のところ、義務教育終了後の進路保障という書き方をしてらっしゃるんですが、ちょっと何か、ここまで言っちゃうかなというところはいかがですか。

教育改革推進課長 こちらは報告書の本文にも記載をさせていただいているところですが、あくまでも9年間という時間の中で捉えて、しっかりと子どもの学力や、また体の成長などを踏まえ、全人的な成長を目指し、教育をしていくというところから出ているものでございます。

安本委員 進路を保障しちゃうんですかと思っちゃったんですけれども。効果の1と2は向上と涵養だから意味はすごくわかるし、多分そういう目的というか、期待することはそうなんだろうなと思うんですけれども、3番目でこれを掲げてしまうのは何かちょっとという気がするんですけれども、いかがですか。

教育改革推進課長 これにつきましては、学校だけではなくて、もちろん地域と連携して、系統的、発展的にキャリア教育も推進しながら、お子さん一人ひとりの教育を見守っていくという意味合いでございます。

安本委員 そのように説明をいただくとわかるんですけれども、そういうことはここからは、どうですかね。保障と言い切っているところはどうかというところなんですけれど、私が言いたいのは、おっしゃることはわかるんですけれども。

教育改革推進課長 保障というところで、私からご説明をさせていただいて、委員からご理解をいただいたという、そのような考え方に基づいてございます。

教育長 もうちょっと具体的に言えば、効果3の2つ目の枠の中に、全人的な成長を目指した活動を系統的に行うことは、進路選択をより確かなものにつながるということです。ですから、進路保障という言葉が非常に耳なれないということであれば、今後、個々の、全人的な成長を目指して、義務教育が終了したときに、より適切な進路を選択していくことができるようにしていくんだと理解していただければいいと思います。

委員長 狭いスペースの中に要約して書こうとなったから、こういうことになったということもあるでしょうね。

その点まだありますか。いいですか。

安本委員 気がついたことを言っただけです。

委員長 私は、5番目の小・中学校の組み合わせですけれども、これは全部の小学校、中学校をどこかと組み合わせるつもりなんですか。

教育改革推進課長 こちらのほうは報告書の2ページのほうにも記載をさせていただいてございますが、小中一貫教育の基本方針のところの1番目の丸でございまして、児童・生徒の学びの連

続性を保障した教育活動を、区立の小・中学校全校で推進するということをございます。

委員長 ずっと前に、正式ではありませんけれども、中学校の数と小学校の数は、中学校1に対して小学校2ぐらいの割合になりますね。それで、今、いろんな中学校に多数の小学校から、多いところは5校か6校ぐらいの小学校から行っていることもあるんですね。それを1中学校に2つぐらいの小学校から行くようにしたらどうかというような話が前にありましたけれども、そういうこともお考えなんですか。

教育改革推進課長 現時点でそうしたことを具体的に考えているわけではございません。

委員長 一貫教育で小中をつなげたからといって、その中学校に必ずしも行くということではないということですね。わかりました。

ほかに何かございましょうか。

では、ないようですので結構でございます。ありがとうございました。

次に、「平成21年度当初の児童生徒数・学級数について（4月7日速報版）」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私のほうから、「平成21年度当初児童生徒数・学級数について」、ご報告いたします。

こちらのほうにつきましては、入学式当初の数字ということで東京都のほうに報告している数字でございますけれども、この後、さらに精査をした数字を5月1日付で、もう一度報告いたしますので、今年度の確定数値という意味では5月1日の数字となります。

まず、小学校の普通学級のほうですが、全体数で1万7,517人ということで、対前年度比で23名の減ということです。住民記録の人口が58名減というようなことですので、それに比べて減り方が若干鈍いのではないかというふうに思っております。

また、30人程度学級は2年目を迎えて、予定どおり小学校の1年生から4年生までを実施いたしました。22校、36学級で適用になったということで、裏面を後ほどご覧いただきたいと存じます。丸になっているところがその具体的な学校であり、学年ということになります。

また、最大規模の学校が、前年同様、浜田山小学校ということで、最小規模が永福南小学校ということでございます。

それから、全学年単学級の学校数が4校ということで、昨年より1校増えておりますけれども、これは2学級だった6年生が卒業した東田小学校が加わったということでございます。

それから、中学校のほうでございますけれども、全体数で6,321人ということで、対前年度比87名の増ということでございます。それから、最大規模が高井戸中、最小規模が和泉中で、昨年と同様でございます。

それから3番目の特別支援学校と特別支援学級でございますが、済美養護学校のほうが記載のとおり数字でございますけれども、児童・生徒数が77名ということで、ほぼ前年並みということでございます。それから、言語障害学級につきましては109名ということで、対前年度比29名の減ということになってございますが、こちらのほうにつきましては訓練による改善で退級した者が多かったというふうを受け止めております。また、情緒障害学級につきましては、153名ということで、対前年度比で23名の増ということですが、これは大宮小学校に新規に情緒障害学級を開設したことが主な理由でございます。また、南伊豆健康学園の児童数が29名ということですが、こちらが対前年度比6名増でございます。概ねここ数年の4月当初の入園者数の傾向と同じぐらいの数字ですが、継続児童が若干多かったというふうを考えております。

私のほうからは以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 ないようですので、それでは結構でございます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、「平成21年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について」の説明を学校適正配置担当課長からお願いいたします。

学校適正配置担当課長 それでは、私のほうから、「平成21年度学校適正配置検討対象校と今後の進め方について」、ご報告させていただきます。

資料といたしまして、「杉並区立小中学校適正配置基本方針」というものをつけさせていただいております。こちらにつきましては、平成21年2月10日の教育委員会で決定いただきました基本方針に基づきまして、今後、平成25年度までの間は各年度4月の時点で、小学校では全校で6から7学級、中学校では全校で3から4学級以下となった場合、学校適正配置の検討対象とすることといたしました。

先ほど、学務課のほうから、児童・生徒数、学級一覧のところでご報告がありましたとおり、平成21年度の4月7日の時点で7学級以下の小学校は、杉並第八小学校、東田小学校、大宮小学校、新泉小学校、永福南小学校の5校となりました。このうち大宮小学校のみが7学級、他の小学校につきましては、各学年単学級の6学級となっており、この5校が検討対象校となりました。なお、中学校につきましては4学級以下の学校はございませんので、検討対象校はなしということになっております。

次に、今後の学校適正配置の具体的な進め方でございますが、基本方針の中でも、適正配置計画案を作成する前の段階で、対象校の保護者や地域の方々との意見交換を行い、意見集約に努め、そうした手続を経た上で適正配置計画を作成することとしておりますので、まずは対象校ごとに

P T A、地域の学校支援者、同窓会関係者など組織ごとに意見交換を実施いたしまして、その次に(2)の組織ごとに数名の方を出していただき、話し合いの場を設けて、意見集約に努めてまいります。このとき同時に、話し合いの場に出された意見を踏まえまして、周辺地域の学校関係者に適時の情報提供を行いながら、また、その内容等を踏まえまして適正配置計画素案というものを作成いたします。

次に、(3)のところになります。その素案を関係者等へ情報提供を行いながら、今度は検討対象校と素案の中で関連する学校関係者との間で意見交換を実施いたします。

こういった手続きを経た上で、適正配置計画案というものを作成いたしまして、区民等の意見提出手続を実施し、広く意見を求めてまいります。

これとあわせまして、関係する学校の保護者ですとか地域の方々、また、P T A協議会などへの説明を行い、ご意見をいただいております。いただいたご意見を踏まえまして、適正配置計画を策定し、その後、統合協議会を設置して、実現に向けた具体的な検討を行ってまいります。

このように、各段階で保護者、地域の方々の意見を十分にいただきながら、対象校の周辺の学校を含む地域の教育環境をどのように展開するか、また、この地域でどのような学校を作っていくかというものを一緒に考えながら、学校適正配置を進めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明についてご意見、ご質問ございますか。

安本委員 大体、この(1)から(5)まで、今後の進め方はどのぐらいの時間を見てらっしゃいますか。

学校適正配置担当課長 やはり進捗状況によって、始めたらいつまでという期限は特に設けてはございませんので、その中で地域の中と話し合いながらも、地域のほうで具体的に案を示してもらいながら検討したいと言われれば早く進めていくことになりまして、その辺は明確にいつまでというのではなく、話し合い、進捗状況を聞きながら進めていきたいというふうに考えております。

安本委員 あまり時間的にこういうふうにしてどうか、そういうことはないんですね。

学校適正配置担当課長 そうですね。いたずらに長くすることは考えておりませんが、あくまでも地域の方々ですとか、保護者の方々のご意見を集約しながらと考えておりますので、そういった形で適切に進めていきたいと考えております。

委員長 そうしますと、ここに対象小学校が5校挙げられておりますけれども、学校によって進行が違うわけですね。

学校適正配置担当課長 そうですね。ただ、それぞれ進捗状況、地域との話し合いの状況で、か

なり差が出てくるかなと考えております。

委員長 ほかにございますか。

それでは、特にありませんので、結構でございます。ありがとうございました。

次は、「指定管理施設内温水プール等の時間延長について」、「平成20・21年度杉並区青少年委員の委嘱について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、以上3件の報告を一括して社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、3点についてご報告いたします。

まず、1点目でございます。「指定管理施設内温水プール等の時間延長について」でございます。この4月から体育施設について、新たに体制が入れ替わっております。指定管理者である「財団法人杉並区スポーツ振興財団」、こちらはそのままでございますけれども、株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ株式会社・三菱電機ビルテクノサービス株式会社共同事業体、以下、「TAC・FC東京・MELTEC共同事業体」と申し上げます。こちらから、締結した基本協定に基づきまして、開場時間の延長の申し入れがございました。施設利用者の利便性の向上が図れるため、下記のとおり温水プール等の早朝夜間の利用時間の延長申請を認めることといたしたいと存じます。

実施施設でございますが、高井戸温水プール、こちらはスポーツ振興財団の管理になっているものでございます。それから、上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルームでございます。こちらは、「TAC・FC東京・MELTEC共同事業体」からの申請でございます。

実施時期及び開場時間でございますが、高井戸温水プールにつきましては、平成21年6月1日から21年9月21日まで、時間は午前9時から午後10時まで、午後9時からの1時間延長でございます。

上井草スポーツセンター温水プール・トレーニングルームでございますが、21年4月1日から21年7月19日までは午前9時から午後11時まで、9時からの2時間延長でございます。それから、夏場でございますが、7月20日から8月31日までは午前7時から午後11時まで、午前の2時間と夜間の2時間の延長でございます。秋口以降、改めて9月1日から翌年の3月31日までは午前9時から午後11時までというものでございます。ただし日曜、祝祭日を除きます。

次に、「平成20・21年度杉並区青少年委員の委嘱について」ということでございます。2名を新たに委嘱させていただきました。関口佐知子様、それから富山わか子様、以上2名でございます。現在42名となっているところでございます。

引き続きまして、定例の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」でございます。今回は、新規は1件でございます。1ページ目をご覧ください。

「杉並区絵手紙文化連絡会『文連』『文絵会』」という団体でございます。「『省エネ・エコ』絵手紙・川柳作品展」ということで、今年の9月7日から9月18日までというものでございます。

なお、申し訳ございません、その下の2行が同じものを印刷してしまいました。No.2、No.3と同じものでございます。3番目のほうを削除していただけませんか。よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

委員長 それでは、3件ご説明をいただきましたが、順番にやりましょう。最初に、温水プール等の時間延長等について、ご質問、ご意見ございましょうか。

宮坂委員 これは時間の延長ですか、去年と比べてどうですか。全く同じですか。

社会教育スポーツ課長 実は、新しくこの「TAC・FC東京・MELTEC共同事業体」になったことによりまして、2番目のほうなんですけど、夏場ですけれども、朝7時から、2時間早めに前倒しという形で執り行うという提案が出されたものでございます。それ以外は昨年と同様でございます。

宮坂委員 2番のこの7時からが、2時間早いということですね。

社会教育スポーツ課長 はい、そういうことでございます。

委員長 去年は夏場もやっぱり9時からだったということですか。

社会教育スポーツ課長 そうです。

委員長 ほかに何かございますか。

それでは、次の青少年委員の委嘱について、ご質問、ご意見ございましょうか。ありませんか。

それでは、その次にいきましょう。共催・後援名義です。ご質問・ご意見ございましょうか。

これは杉並区役所2階ギャラリーを使うというのは、この期間中、9月7日から9月18日まで展示し続けるということですか。

社会教育スポーツ課長 そういうことになります。

委員長 それでは、特にご意見ございませんか。

それでは3件とも結構でございます。ありがとうございました。

それでは、最後に、「平成21年度中学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事務について」、「杉並区特別支援教育推進計画（平成21・22年度）の策定について」、以上の2件の報告を一括して済美教育センター副所長からご説明をお願いいたします。

済美教育センター副所長 では、私から「平成21年度中学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事務について」、ご報告を申し上げます。

はじめに、この度、採択の対象となる教科用図書についてでございますが、これは平成22年度から23年度までの2年間、杉並区立中学校で使用するものとなります。調査研究の手順でございますが、お手元の資料をご参照いただければと存じます。

まず、4月中に規則、要綱等に基づきまして、対象となる全ての教科書について、採択に必要な調査を行う「教科書調査委員会」を設置いたします。この調査委員会は、教育長の委嘱による校長、副校長、主幹教諭等、また、保護者により構成されることとなっております。

そして、調査委員会は、校長、副校長、主幹教諭等から成る「種目別調査部会」を設置いたします。こちらの調査部会は、種目ごと、全ての教科書について、専門的な視点から調査・研究を行う機関でございます。

また、調査委員会は各中学校に対して、採択の対象となる教科書について、調査・研究を依頼いたします。これが5月から6月頃になります。教育委員会は、済美教育センター、中央図書館ほか、区内5カ所において教科書の展示を行い、広く区民からのご意見をいただくことになっております。

調査委員会は、6月を目途に報告される種目別調査部会、もしくは各中学校による調査研究結果及びアンケートを通じた区民からの意見を十分参考にしながら、採択の対象となる全ての教科書について調査・研究を行い、その結果を、7月を目途に教育委員会にご報告を申し上げたいというふうに思っております。教育委員会では、調査委員会の報告をご参考にいただき、無償措置法により、8月31日までに採択を行っていただくこととなります。

以上のスケジュールで調査研究を進める予定となっております。なお、新学習指導要領とともに教科書も改訂されるため、今回の採択の対象となる教科書につきましては、前回審議していただいた教科書ということになります。各社とも字句の訂正や図表の差し替え程度で大きな変更はございません。ただし、文部科学省からの情報によりますと、歴史教科書について1社のみ新たな検定申請があり、合格となったとの情報を得ておりますので、よろしくご理解方お願いできればと存じます。

続きまして、裏面でございます。「平成21年度特別支援教育教科書採択事務の流れ」について、ご報告を申し上げます。特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置にかかわる関係法令等によって、毎年採択が行われることになっております。中学校教科用図書と同様、規則、要綱等に基づき、「特別支援教育教科用図書調査委員会」を設置するとともに、特別支援学校、特別支援学級設置校からの報告を参考に、調査・研究を行い、7月を目途に、調査委員長から教育委員会に結果をご報告する予定となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

では、続きまして、「杉並区特別支援教育推進計画（平成21・22年度）の策定について」、ご説明を申し上げたいと思います。今年度、学務課から済美教育センターに特別支援教育の機能が移管されたことに伴い、私からご報告を申し上げる形になります。お手元の資料に沿い、また、必要に応じて本書をご参照いただきながら、ご説明を聞いていただければと存じます。

まず、第1章でございますが、こちらには計画の基本的な考え方が示されております。

まず、本計画の趣旨でございますが、平成19年に学校教育法が改正され、各校・園において教育上特別な支援を要する子どもたちに対して、特別支援教育を行うことが規定されたことを受けて、本区における特別支援教育の方向性を明らかにし、対象となる子どもたちへの教育の充実を図ることを目的とするものでございます。

次に、計画の位置づけと期間でございますが、本計画は「杉並区教育ビジョン」及び「杉並区ビジョン推進計画」に基づき策定される計画で、特別支援教育の推進に当たり、今年度を含め、今後、取り組むべき課題や実施すべき事業を提示するものでございます。なお、計画の期間は、平成21年度から22年度の2カ年とし、その後の計画につきましては、「杉並区教育ビジョン推進計画」の次期改定や、もしくは東京都特別支援教育推進計画第3次実施計画、これは22年度に策定予定でございますが、それらを踏まえて検討するものとしております。

次に、計画の構成でございますが、3つの視点と7つの推進プランから本計画は構成されております。計画全体の理念につきましては、3番に書いてあるとおりでございます。3つの視点につきましては、こちらにも記載されているとおりでございますが、就学前からの学校教育の期間を通した一貫した支援体制を作るということ。また、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援を充実するということ。そして、特別支援教育についての理解をすべての人に広げるという視点。この3点に基づいて計画が構成されております。

次に、7つの推進プランでございますが、これは裏面の主な事業と照らし合わせていただきながら、お聞きいただければと存じます。

推進プラン1につきましては、就学支援シートである「すばる」の活用や、就学委員会の機能の充実等、4項目にわたって、継続した支援体制の構築について計画化されております。

推進プラン2につきましては、特別な支援を要する子どもたちへの指導の手だてや達成状況を記録する個別指導計画の作成、そして活用、関係機関と連携して長期的な視点での一貫した支援、適確な支援を行うことを目的とする個別の教育支援計画を策定するシステムづくり等、2項目が示されております。なお、お手元でございます本書の9ページに、参考といたしまして、個別の支援計画、個別指導計画のイメージ図を載せておきました。ご参照いただければと存じます。

推進プラン3につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、済美教育センターに特別支援の機能が移管されたことに伴いまして、区民にとって、また、学校にとって一層わかりやすく、従前からセンターの機能でございました経営支援機能、教育相談機能等の連携によって、より一層適確な、また機能的な相談・支援体制を確立することができると、そのことが示されているものでございます。

推進プラン4につきましては、これまでも各学校において、特別支援教育の推進についてはご努力を重ねていただいているところではございますが、一層の機能強化を目指し、校内委員会の充実、特別支援教育コーディネーターの資質向上等、校内指導体制の確立について、3項目にわたって記載されております。

推進プラン5では、多様な教育環境の整備を図ることを目的に、済美養護学校の機能強化、特別支援学級の充実等、8項目が記載されております。なお、本区における特別支援学校及び特別支援学級の位置づけ等につきまして、一層のご理解をいただくために、本書12ページに図式化をいたしました。ご覧いただければと存じます。

推進プラン6では、個々の支援ニーズに対応するための取り組みとしまして、学習支援委員の拡充、介助員・介助ボランティアの充実、また、他校の優れた実践の共有化等による校内体制の整備・工夫等、3項目を計画したところでございます。

最後に、推進プラン7でございますが、児童・生徒やすべての区民への理解を深めることを目的に、交流活動の充実や様々な啓発事業の実施などが記載されているものでございます。

最後に、第3章、計画の推進に向けてでございますが、本書18ページから、今後のこの計画をいかに機能させていくかということをポイントに置き、推進に向けた考え方が3点にわたって記載されております。

まず、1点目としましては、計画の趣旨及び内容を区民や教職員に対して、リーフレットの配布、フォーラム等の開催、また、校長会、副校長会及び養護教諭部会等、各種の会合等、あらゆる機会を通して周知をまいります。

次に、2点目でございます。「特別支援教育推進委員会」、これは仮称でございますが、これを設置いたしまして、本計画を具現化、推進していくとともに、年度ごとに、その達成状況について、評価・点検を行って、計画の改善を図ってまいることが記載されております。

最後でございますが、本区における特別支援教育がより一層充実していくよう、国及び東京都との連携を充実していくことが記載されているものでございます。

なお、本書の19ページ以降は、特別支援学級の設置状況や在籍者の年度別推移、本計画立案の組織及び設置要綱等について、資料として添付をさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 それでは、2件についてご報告をいただきましたが、順番に行きましょう。

はじめに、中学校教科用図書及び特別支援教育の教科書の採択事務について、ご質問、ご意見
ごさいましようか。

大橋委員 特別支援教育教科書採択のところの流れに関してですが、調査委員会に、中学校の方
には保護者という枠があるんですが、こちらのほうには保護者は入らないでよろしいんですか。

済美教育センター副所長 こちらは、児童・生徒の実態等が非常に重要になってまいりますので、
学校教育の関係者で構成をするような形で、要綱もそのようになっております。

大橋委員 よくわかりました。

委員長 ほかにございますか。

私から1つご質問しますが、中学校教科用図書の採択の事務の流れについて、調査委員会の調
査等が4月～7月となっておりますが、もう4月22日でございますので、いつ頃、教育長からの委
嘱をされるつもりでございますか。

済美教育センター副所長 調査委員会は、もう既に校長会からご推薦をいただきまして、具体的
な氏名は挙がっております。今月末に第1回目の調査委員会を開催いたしまして、その場で委嘱
状を渡していきたいと考えております。

委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

それでは、スムーズにいくように期待をいたします。

済美教育センター副所長 よろしく願いいたします。

委員長 次に、特別支援教育推進計画について、ご質問、ご意見ごさいましようか。

安本委員 例えば、小学校の知的障害で固定学級9校が、中学校になると4校になるというのは
大体わかるんですけど、言語障害の通級指導学級というのは、これはどこかに組み込まれるんで
すか。小学校はあって中学校はないようなんですけれども。

済美教育センター副所長 言語につきましては、小学校の段階で適切な指導を行うことによって、
多くは改善が見込めるという形になりますので、通常学級でこちらは在籍をするという形になり
ます。

委員長 ほかにございますか。

これは、ずっと続いていきますので、その都度お伺いすることにします。

では、結構でございます。どうもありがとうございました。

済美教育センター副所長 ありがとうございます。

委員長 以上で、すべての報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長、ございますか。

庶務課長 次回の日程でございますが、5月13日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、これで本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。